

複写サービスに関する契約書(案)

兵庫県公立大学法人（以下「甲」という。）（以下「乙」という。）とは、複写サービスに関する契約について、次の条項に従うほか、関係法令等を遵守し、お互いに信義を守り、誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 この契約は、乙の複写サービスが円滑に提供されることを目的とする。

（乙の責務）

第2条 乙は前条の目的を達するため、甲に対して複写機の適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写をとるのに必要な消耗品（ドラム、ディベロッパー、トナー等。以下「消耗品」という。）を円滑に供給しなければならない。

（複写機及び設置場所）

第3条 複写機を設置するキャンパス、所管課、設置場所、機種及び付加オプションは、別表1のとおりとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、円とする。

（複写サービス料金）

第6条 複写サービスの料金は、モノクロ1複写当たり円とする。

2 オプション機能付加料金は、別表2のとおりとする。ただし、契約期間中に1か月未満の端数を生じた月、又は乙の責に帰すべき理由によりオプション機能を使用できなかった月の当該料金は、日割計算により算出するものとする。

3 前2項の額には、消費税及び地方消費税を含まない。

（複写枚数の算出）

第7条 乙は、毎月、複写枚数を算出するものとする。

2 前項の複写枚数の算出に際して、テストコピー（複写機の保守に当たって複写機の点検と調整のために使用した複写をいう。）又はミスコピーに相当するものとして、複写機ごとに1か月の複写枚数のうち、2パーセントの複写枚数（小数点以下の端数上げ）を控除するものとする。

（複写サービス料金の請求）

第8条 乙は、毎月、前条で算出した複写枚数に第6条第1項の契約単価（以下「契約単価」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）と第6条第2項に規定するオプション機能付加料金（以下「オプション機能付加料金」という。）との合計額に消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数切捨て）を加算して甲に請求するものとする。

2 前条の請求は、別表1に掲げる所管課ごとに区分し、当該所管課に対して書面により行うものとする。

（複写サービス料金の支払）

第9条 甲は、乙から前条の規定による請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月末日に当該請求額を乙に支払うものとする。

2 前項の支払は、銀行口座への振込により行うものとし、その振込手数料は乙の負担とする。

3 甲は、自己の責に帰すべき理由により、複写サービス料金の支払いを延滞した場合は、乙に対し前

項の期間満了の翌日から支払いの日まで年2.5%の割合で計算した延滞利息を加算して支払うものとする。

(保守点検整備)

第10条 乙は、複写機を常に良好なる運転状態に保つため、1か月に一度又は複写枚数に応じた定期点検と調整を行うとともに、隨時保守点検整備を行わなければならない。

2 乙は、甲から複写機の故障の連絡があった場合は、直ちに修理を行って、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 乙の作業は、原則として、甲の開庁日の平日午前9時から午後5時30分までの間に行うものとする。
(消耗品の供給)

第11条 乙は、乙の社員の点検又は甲の通知に基づき、複写品質維持のため必要と認めたときは、ドラム、ディベロッパーを取り替えるものとする。

2 乙は、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出により、ドラム、ディベロッパー及びステープルを除く消耗品の甲の予備手持量の不足を知ったとき、当該消耗品を済みやかに甲に供給するものとする。

(複写機及び消耗品の所有権等)

第12条 複写機及び消耗品の所有権は乙に属する。

2 甲は、複写機を善良なる管理者の注意義務をもって使用管理しなければならない。また、甲は、消耗品を乙の定める保管要領に従い保管しなければならない。

3 甲は、複写機の原状を変更し、又は消耗品を他に流用してはならない。

(設置場所の変更)

第13条 甲は、第3条に規定する設置場所を変更する必要が生じたときは、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。

2 複写機の移動は乙が実施するものとし、乙は、移動に要する費用を甲に請求することができるものとする。

(動産総合保険)

第14条 乙は、乙の費用で複写機に動産総合保険（以下「保険」という。）を付保するものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、甲が故意又は重大な過失により複写機に損害を与えた場合、その賠償を甲に対して請求できるものとする。

2 前項の場合において、当該損害が保険で補てんされたときは、乙は、当該損害額から保険により補てんされた額を控除した額を甲に請求するものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、この契約の履行に關係して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(複写機及び消耗品の返還)

第17条 甲は、契約期間が満了し、又は契約を解除したときは、設置場所において複写機及び消耗品を乙に返還するものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利

益を得るために連合したと認められるとき。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 甲は翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の削減又は削除があったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、前2項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、複写機1台につき、次の計算式で算定した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。
(契約単価×月間複写見込枚数+オプション機能付加料金)×当該契約解除月の翌月から契約期間の満了月までの月数×1.10
- 5 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 6 第1項の規定による契約の解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲にその損害の賠償を請求することはできない。
- 7 乙は、第2項及び第3項の規定により契約が解除されたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 8 甲は、契約を解除しようとするときは、理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。
(暴力団等の排除)

第19条 甲は、警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第4項から第6項まで及び第8項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第20条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。
(賠償の予約)

第21条 乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、複写機1台につき、次の計算式で算出した額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。役務の提供後も同様とする。

(契約単価×月間複写見込枚数+オプション機能付加料金)×契約期間の月数の合計額に消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数切捨て）を加算した額

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。
ただし、排除措置命令に対し、行政訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。
ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。

(その他)

第23条 この契約について、疑義の生じた事項及びこの契約に定めのない事項については、甲が定める会計規程、契約事務規程その他関連規程によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市西区学園西町8丁目2番地1

兵庫県公立大学法人
理事長 國井 総一郎

乙

(代表者名)

別表 1

複写機及び複写機の設置場所

機種区分 ランク

メーカー名

機種

別表2

オプション機能付加料金

種別	料金(円/月)	摘要
プリンタ・スキャナー		
FAX		
フィニッシャー		

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他兵庫県公立大学法人が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県公立大学法人理事長 様

住　　所

名　　称

代表者職氏名

別紙

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならぬ。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及び損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、契約書において定めた場所で行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(再委託の禁止)

第10 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第12 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。